

北名古屋市文化勤労会館非常時対応について

このことについて、利用者の安全確保のため下記のとおり運用しますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 台風の場合について

(1) 臨時休館

北名古屋市内に「特別警報」、「暴風警報」が発令されたとき

なお、「特別警報」、「暴風警報」以外の気象情報・注意報の場合は、平常どおり開館します。

(2) 再開時刻

「特別警報」、「暴風警報」が解除された場合、2時間後から開館し、以下の表のとおり各施設の使用を再開します。

特別警報・暴風警報解除時刻	各施設の使用再開時刻
午前7時までに解除	午前9時から
午前11時までに解除	午後1時から
午後4時までに解除	午後6時から

なお、午後4時までに解除されない場合は休館とします。

ただし、北名古屋市内において被害が発生した場合等、状況に応じて開館しない場合があります。

2 地震の場合について

(1) 臨時休館

文化勤労会館を救援部隊活動拠点として、使用する場合は臨時休館とします。

(2) 再開日時

施設、市内被害の復旧状況に応じ、再開日時を決定します。

3 新型コロナウイルス等による感染症発生時について

(1) 臨時休館

新型コロナウイルス等感染症拡大による国・県の「緊急事態宣言」の発令又は県内・市内の感染者発生状況により、臨時休館とすることがあります。

(2) 再開日

感染症発生状況に応じ、再開日を決定します。

ただし、再開後においても人数及び使用可能施設等の使用制限を設けることがあります。

4 周知

施設入口・市ホームページにて臨時休館及び再開の案内を周知します。

5 使用料還付

「北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例第8条第2項」、「北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第1項」及び「北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項」に基づき対応します。

6 その他

(1) 施設管理側に瑕疵・過失がない故障等により施設が使用できなくなった場合は、施設使用料の還付以外のその他の補償はできません。

(2) 使用責任者は、施設を使用する前に館内避難経路図(別紙)の確認を行うとともに使用中に地震・火災等が発生した場合は、速やかに使用を中止し、利用者への避難誘導を行ってください。また、大ホールの使用については、舞台スタッフと非常時の対応について、十分な打合せをするように努めてください。